

「養護教諭の倫理綱領」第13条における養護実践基準の検討について

(中間報告：第3報)

理事会

1. これまでの検討経緯

本学会では、2008年度から2010年度まで設置した時限委員会において「養護教諭の倫理綱領」について検討し、その研究成果を学会誌第14巻第1号に掲載したり。2013年には、養護教諭の倫理綱領検討特別委員会を立ち上げて条文化にむけた検討を行い、2015年度総会（熊本）において『養護教諭の倫理綱領（案）』を提案し承認された。このとき、第13条「養護実践基準の遵守」は下記のように規定し、条文中の「別に定める養護実践基準」の内容は理事会が中心となって検討することが確認された。

養護教諭の倫理綱領（2015.10.11.総会承認）

第13条 養護実践基準の遵守：養護教諭は、質の高い養護実践を目指し、別に定める養護実践基準をもとに省察し、実践知を共有する。

(1) 中間報告：第1報（2017年学術集会／金沢）について

2015年度総会の議を受けて2016年度に検討した内容は、中間報告（第1報）として2017年学術集会において報告した²⁾。その要点は次の通りである。

①養護実践基準という表記の解釈について：基準という言葉には「ものごとの基礎となる標準（拠り所となるめあて、規範、手本などの意味がある。本学会の『養護教諭の専門領域に関する用語の解説集』における「養護」や「養護実践」の定義をふまえると、養護実践（養護教諭が目的をもって意図的に行う教育活動）の基準よりも、養護（児童生徒等の心身の健康の保持増進によって発育・発達の支援を行うすべての教育活動）の実践の基準と広く捉えるのが妥当である。【a】

②総会での配付資料『第13条【養護実践基準】を入れた理由』³⁾から捉えられたこと：養護実践基準のイメージは、「養護教諭が実践のレベルを保持するための基準」「実践を標準化した水準」「為すべき実践の基準」「いかなる養成であろうと養護教諭としての専門性と独自性を保持できるもの」「教育職員免許法によるカリキュラムでは保証しきれない具体的実践の基準」「独自の実践を確保する基準」「養護教諭の未来につながる確かな資質・能力」などであり、一定のレベル、実践を標準化した水準、為すべき実践の基準、いかなる養成でも保持するもの、我が国独自の養護教諭の資質能力、免許法では保証しきれない実践の基準などの意味が捉えられた。【b】

③倫理綱領を有する他専門職の基準について：医師、看護職、精神保健福祉士、作業療法士などが有する基準を分析したところ、養護の実践の基準化にあたっては、「業務遂行の手順という考え方」や「責務・内容・方法で構成するという考え方」があることがわかった。【c】

④研究論文にみる養護の実践にかかわる基準について：本学会の学会誌（創刊号から第20巻）において、養護教諭の実践に焦点をあてて分析的に見ている論文や尺度で見ている論文が示唆する内容から次のような養護の実践の基準となるものを捉えた。

・養護教諭の視点

「子どもの視点に立つ」「個によりそう」「何が問題か気づく」「子どもの人権を守る」【d】

・養護教諭に必要な力量

「子どもの言語・非言語等により表現される子どもの気持ちを察知」「子どもが訴える身体症状への対応を的確に行う」「子どもの様子、反応などの観察からその背景を理解する」「こころの問題を把握し適切に応える」【e】

・子どもへの援助プロセス

初期は「関係づくり」、中期は「自我の立て直しと集団への参加」、後期は「自立への援助」【f】

・生徒への対応

「生命を守ること、危機管理能力、感情面への慎重な配慮」【g】

今後の検討では、各都道府県及び政令市の教育委員会による育成指標の内容を分析すること、キャリアステージごとの基準を考える一方で、すべてのキャリアステージに共通する基準を考えることも必要と考えた。

(2) 中間報告：第2報(2018年学術集会/赤穂)について

第1報(2017年学術集会)において整理した2つの検討課題を中心に分析を行った⁴⁾。その要点は次の通りである。

①研究論文の分析からとらえた養護の実践にかかわる基準について…本学会の学会誌(創刊号から第21巻第2号まで)に掲載されている101論文を対象に、「専門性や独自性について述べている実践例や概念」「養護教諭の資質能力の担保について述べている実践」「実践のレベル(水準)に関する具体的記述」の視点から分析を行った。その結果、養護教諭に求められる実践として、「保健室の機能を生かした保健室経営」「支援組織体制の構築」「健康相談活動におけるフィジカルアセスメントやヘルスアセスメント」「特別な教育的ニーズの支援」「身体症状への対応と心の問題への対応」「組織的な取り組みと養護教諭のコーディネーター的役割」などの知見が得られた。【h】

②養護教諭の「育成指標」を構成している縦軸・横軸の内容について…都道府県及び政令市20箇所の育成指標をもとに縦軸(資質能力)と横軸(キャリアステージ)の内容を分析した。資質能力は、「教員としての素養・資質」「教職にかかわる実践力」「生徒指導力」「養護の専門実践力」「連携・マネジメント力」「総合力」の6カテゴリーに分けることができた。養護教諭の専門性をもっとも見えてくる「養護の専門実践力」の項目は、「養護教諭としての専門性」「養護教諭の専門領域における職務」「専門領域における指導力」「保健管理・保健教育等に関すること」などであり、実践力の記述は多様であった。キャリアステージは4段階に区分できた。着任時や新規採用時に相当する第1ステージでは、基礎的知識技術、基礎力の形成、基礎的な実践力など、第2ステージでは、ミドルリーダーとしての実践力の向上・充実や専門性の充実など、第3ステージでは、広い視野での組織的な運営や協働、教職員や他の養護教諭への支援など、第4ステージでは、学校経営への参画や学校づくり、教育活動のリードなどが求められていた。これらから、養護の実践の基準は新任段階にとどめるのではなく、キャリアの各段階に応じた、未来につながる資質能力という発展性のある基準で捉える必要があり、その中ですべてのキャリアステージに共通する基準も考える必要があるとの示唆を得た。【i】

2. 第3報にむけた検討の流れ

(1) 養護実践基準(案)を構成する項目

養護教諭固有の専門性ということで、養護教諭のキャリアステージを意識した育成指標においても資質能力の柱となっていた養護教諭の職務内容(救急処置、健康診断、疾病予防などの保健管理、保健教育、健康相談活動、保健室経営、保健組織活動など)⁵⁾を参考にして、今回は「保健室経営」「保健管理」「健康相談」「保健教育」「保健組織活動」の5項目と現代的課題である「心身の危機管理」の計6項目を取り上げた。「心身の危機管理」は、いじめや虐待などの発生を未然に防止し、早期発見・早期対応・再発予防に取り組むことは子どもの命を守る養護教諭にとって大きな責務であることから取り上げた。

(2) 養護実践基準(案)の表示のしかた

できている・できていないを確認するチェックリストのような形になることは避け、何のために、どのようなことを行うのかがわかるように記述することにした。記述の様式は、「薬剤師綱領 薬剤師行動規範・解説(2018年3月)」を参考にして、太枠内には6項目の職務内容に関する実践基準として、「何のために」「何をめざして行うものか」を簡潔に記載した。その下には、箇条書きで、何のた

めに行い、それによってどんな発展につながるのかという内容を記した。

(3) 養護実践基準(案)の根拠となる内容

2019年6月のハーモニー送付時に、6項目とその解説内容の案を提示し、会員からの意見を募集した。6人からの意見があり、具体的な提案をしてくださった方々にはヒヤリングを行って更なる検討に生かした。記述に際しては、第1報及び第2報から得た上記【a】～【i】の知見を活用し、本学会が発行している『養護教諭の専門領域に関する用語の解説集<第三版>』(2019年3月31日発行)における「保健室経営(p.21)」「保健管理(p.26)」「健康相談(p.28)」「保健組織活動(p.32)」「危機管理(p.40)」の定義や解説を勘案し【j】、文部科学省の各種答申及び文献⁶⁾を参考にした。【k】

養護実践基準(案)

養護実践基準は、「養護教諭の倫理綱領」第13条に基づき作成するものである。すべての養護教諭は、教育職員として子どもたちに向き合い、子どもの人格の完成を目指して、子どもの発達保障・健全育成に努めている。養護実践は、社会の変化や子どもの健康課題に応じて変化するものであることから、養護実践基準は様々な養護実践知によって今後も発展するものとする。【a】【b】【c】【i】

保健室経営：子どもの発達保障・健全育成のために、健康課題の解決に寄与する保健室経営を行う。【d】【h】【j】【k】

- ・子どもの心身の健康の保持増進を図るために、養護教諭の専門性と保健室の機能を生かした保健室経営を行う。
- ・学校の教育目標を踏まえ、学校経営の視点にたった保健室経営を行う。
- ・子どもの発達保障・健全育成に寄与する保健室経営を行う。
- ・教育活動の一環として、計画的・組織的に保健室を経営する。
- ・子どもの生きる力を尊重し、自己実現を支援し、専門的立場から子どもの心身の健康の保持増進に対する考え、方策、手立て、実施状況を可視化し、学校運営に参画する。
- ・保健室経営計画を作成し、関係者に周知するとともに、計画に基づいて実施し、評価改善を行う。
- ・教職員への支援、校内組織の活用、地域社会との連携・協働を通してヘルスプロモーションを推進するための保健室経営を行う。
- ・保健管理、健康相談、保健教育、組織活動、危機管理などを統合して保健室経営を行い、学校経営に寄与するよう取り組む。

保健管理：子どもの心身の健康の保持増進のために、学校保健安全法を遵守し、個人あるいは集団の健康を適切に管理するとともに、必要に応じて指導を行う。【e】【g】【h】【j】【k】

- ・養護教諭が行う保健管理は、学校保健安全法等に基づいて行い、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に寄与する。
- ・養護教諭は、心身の管理・生活の管理・学校環境の管理について教育的視点をもって計画的・意図的に取り組む。
- ・養護教諭は、子どもの健康課題を発見し、教育的・医学的視点からアセスメントし、健康の保持増進のプロセスを踏まえて、解決を図る。
- ・養護教諭は、学校医・学校歯科医・学校薬剤師や地域の関係機関との連携を図るコーディネーター的役割を果たす。
- ・養護教諭は、保健管理を保健教育につなげ計画的・組織的に推進する。

健康相談：生涯にわたる心身の健康の保持増進のために、健康相談を通して問題の解決を図り、子どもの発育・発達を支援する。【d】【e】【f】【h】【j】【k】

- ・養護教諭は、健康相談を通して子どもの心身の健康問題の解決を図り、発育・発達を支援する。
- ・健康相談を通して、子どもが自己理解を深め自分自身で解決しようとする人間的な成長につなげる。
- ・養護教諭は、専門的知識・技術を駆使して児童生徒の多様な訴えを、教育的・保健的・医療的・福祉

的な観点から健康相談の必要性の有無を判断し、総合的な相談を行う。

- ・養護教諭は、校内関係者や地域の関係機関等とも連携して組織的に問題解決を図る。

保健教育：子ども自身が生涯を通じて健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育成するために、保健教育を推進する。【f】【h】【j】【k】

- ・養護教諭は、子どもが自身の健康問題に気づき、理解と関心を深め、自ら積極的に解決していこうとする自主的、実践的な態度を育成する。
- ・養護教諭は、社会や世界の状況を視野に入れ、子どもの実態からとらえたニーズを踏まえた保健教育を、教職員と連携して組織的に推進する。
- ・子どもの発達の段階を踏まえて指導内容の体系化を図り、学校全体で組織的に取り組む体制を確立するための助言を行う。
- ・養護教諭は、関係職員それぞれの特質を生かして指導するようにコーディネーターの役割を果たす。
- ・教職員と連携し、養護教諭の専門性や保健室の機能を活かした指導に参画する。
- ・健康観察、健康相談などの保健管理と関連した指導を実施できるように環境整備する。

保健組織活動：子どもの心身の健康の保持増進をはかるために、学校・保護者・地域社会の連携のもと、組織的に保健活動を行う。【h】【i】【j】【k】

- ・養護教諭は、子どもの心身の健康に関わる校務を分掌し、専門的立場から、子どもの発達保障・健全育成のための提言をする。
- ・すべての教職員が共通の認識を持ち、学校保健計画に基づく保健活動を推進することができるように、保健主事と連携しながら、教職員の協働体制を作る。
- ・子どもの健康の保持増進のために、児童生徒保健委員会の指導を行う。
- ・学校における健康の問題を協議し、改善を図るために、学校及び地域保健委員会などの委員会を保健主事とともに企画・運営し、評価し、改善する。
- ・ヘルスプロモーションの理念に基づき、子どもが自らの健康をコントロールし、改善することができるように、学校、家庭、地域の連携を推進し、組織的に支援する。
- ・養護教諭は全教職員、保護者、地域が一体となって取り組む組織活動をコーディネートする。

心身の危機管理：子どもの生命及び心とからだ、人権を守るために、事件・事故の発生の未然防止と被害を最小限に抑える迅速な対応及び再発防止を行い、危機管理にかかわる学校運営に参画する。【d】【g】【j】【k】

- ・養護教諭は、子どもが安心して安全に生活できるように、安全な環境を日常的に整備し、危機発生を未然防止する対策を講じる。
- ・発生時においては、被害を最小限にするために、適切かつ迅速に子どもの心とからだのケアを行う。
- ・被害を最小限に抑える対処や現状把握などの具体的方策を、関係者と連携、協力して行う。
- ・危機が一旦収まった後、心のケアや通常の生活の再開への支援を行う。
- ・再発の防止などの具体的な対策について養護教諭の視点から提案する。
- ・管理と教育の両面から危機に対応した取組を行い、子どもの安全を守る組織体制の構築に寄与する。

文献

- 1) 鎌田尚子他：学会活動報告「養護教諭の倫理に関する規定の検討委員会報告—養護教諭の倫理綱領(案)の作成と共通理解をめざして—、日本養護教諭教育学会誌、14(1)、85-98、2011
- 2) 日本養護教諭教育学会理事会：「養護教諭の倫理綱領」第13条における養護実践基準の検討について(中間報告)日本養護教諭教育学会第25回学術集会抄録集、44-47、2017
- 3) 日本養護教諭教育学会：「養護教諭の倫理綱領」(2015年度総会(2015年10月11日)承認)について、日本養護教諭教育学会誌、19(2)、110-113、2016
- 4) 日本養護教諭教育学会理事会：「養護教諭の倫理綱領」第13条における養護実践基準の検討について(中間報告：第2報)第26回学術集会抄録集、46-49、2018
- 5) 中央教育審議会：「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」(答申)、2008年1月17日
- 6) 文部科学省：教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引、2011